

## 令和 8 年第 2 回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 2 月 10 日（火） 午後 4 時 00 分～
2. 開催場所 宇土市役所 1 階 会議室 1
3. 出席委員 11 名  
中村英子 那須千代 小森公明 上村博文  
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫  
太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 1 名  
安田鷹嗣
5. 推進委員出席者 福島 至 中山茂樹 関 輝明 谷山次則  
小田健夫 重元太郎 長溝鉄夫 本田英二  
本田善尚 野田秀則 田中一昭
6. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 上村委員 芥川高委員
7. 議 事
  - (1) 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第 6 号 農用地利用集積計画の同意について
  - (3) 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 令和 8 年第 2 回農業委員会総会を開催いたします。本日は、安田委員がご欠席ですが定数の過半数を超えています。よって本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第 2 の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは。寒い中、そしてお忙しい中にご出席頂きまして有難うございます。現在、委員改選の公募がっておりますが、締め切りまであと少しとなっております。申し送りなど漏れが無いようにお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員

会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、上村委員さんと芥川高一委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 経営移譲年金受給のための申請です。問題無いと思います。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は3ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で10分、農業年数は18年、農機具を所有し、主たる作物は米、ピーマンになり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、経営移譲年金のため、親子間の貸借権設定の更新となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について確認委員の芥川清二委員より説明をお願いします。

芥川清委員 議案書に記載のとおりの内容です。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 4 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 2 分、農業年数は 48 年、農機具を所有し、主たる作物は米、トマトになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について確認委員の芥川清二委員より説明をお願いします。

芥川清委員 議案書に記載のとおりで問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 5 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 20 分、農機具を所有し、主たる作物は大根、人参となり、3 条の要件は満たしているものと思われます。新規就農のため、営農計画書を添付してもらっています。なお、譲受人は譲渡人の甥にあたり、申請地に隣接する宅地も譲り受けています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について確認委員の宮本委員より説明をお願いします。

宮本委員 渡人は高齢で数年前から耕作されていない状態でした。問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は6ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で25分、農業年数は5年、農機具を所有し、主たる作物はみかん、不知火となり、3条の要件は満たしているものと思われます。元々譲受人が借りて耕作しており、今回所有権移転のための申請となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番について承認します。以上、議案第5号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第6号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。  
これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積等促進計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。  
借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。9ページ3番から11ページまで続く7番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した、利用権の新規設定となります。  
次に12ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、今月は田が68,793.01㎡、普通畑が2,374㎡の合計71,167.01㎡となっています。  
次に13ページをご覧ください。各地区ごとの農地の貸借状況を示しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は28,754筆の23,829,636㎡で、各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第3条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借

なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したものです。面積をベースにいきますと、市全体では農地法第3条を活用されている割合は10.70%、利用権は6.30%、機構法は5.82%、貸借なしは77.18%となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第6号について承認します。次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。15ページをご覧ください。解約件数は5件、総合計は15筆で15,267㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

境議長 ご意見ないようですので、報告第2号について事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長をお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和8年第2回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 上村 博文

議事録署名人 芥川 高一